

令和4年度 第2回区立児童相談所設置・運営計画検討委員会 次第

令和5年3月20日（月）午後2時
（仮称）品川区児童相談所1階 第1会議室

1. あいさつ

2. 子どもの権利擁護について

3. 夜間休日の対応について（修正）

4. その他

配布資料

- 【資料1】 子どもの権利擁護について（案）
- 【資料2】 夜間休日の対応について（修正版）
- 【資料3】 夜間休日の対応について（修正前）

子どもの権利擁護について（案）

1. 実施根拠

●平成28年児童福祉法の改正にて、児童の権利に関する条約の一般原則である第12条「子どもの意見の尊重」および第3条「子どもの最善の利益」が、その総則に位置付けられ、子どもが権利の主体であることが明確化された。

●その理念を具現化するため、「新しい社会的養育ビジョン（H29.8）」にて社会的養護の課題と将来像を見直し、「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ（R3.5）」において子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等が検討され、目指すべき方向性が整理された。

●令和4年6月児童福祉法等一部改正（R6.4.1施行）にて、子どもの権利擁護の環境整備を行うことが都道府県等の業務として位置づけられ、措置の決定時等において、子どもの意見聴取等を行うこととされた。また、子どもの意見表明等を支援するための事業が制度に位置付けられ、その体制整備に努めることとされた。その他、一時保護所に新たな設備・運営基準を策定するとされた。

2. 区児相の方向性

（1）基本的な考え方

子どもやその家庭への相談援助活動において、常に子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障されていることを確認しながら業務を遂行することとし、そのために必要な環境整備を行う。

（2）取組内容 * 「3. 区児相における権利擁護のイメージ」参照

① 措置決定時等における権利擁護

国の動向を踏まえながら、子どもの年齢・発達の状況や個々の事情に応じた意見聴取等の仕組みを検討する。

② 一時保護中における権利擁護

入所している子どもの権利を守るため、子ども自身が意見を表明できることや子どもの権利が侵害された時の解決方法について、子ども意見表明支援員（以下、子どもアドボケイト）、意見箱、子どもの権利ノート、子ども会議、通学支援などを通して、子どもの年齢や理解に応じて対応できる仕組みを構築する。

③ 子どもの権利擁護部会（仮称）

児童福祉審議会の下に、子どもの意見表明や関係機関の申立てについて調査・審議する仕組みを設ける。

④ 子どもアドボケイト

国の動向を踏まえながら、子ども自らの意見・意向を表明しやすい体制を図る。

⑤ 被措置児童等虐待対応

児童福祉法第33条の14の規定により、被措置児童等虐待に係る届出、通告がされた場合、速やかに当該被措置児童等の状況の把握、事実確認等を行うための仕組みを構築する。

⑥ 第三者評価

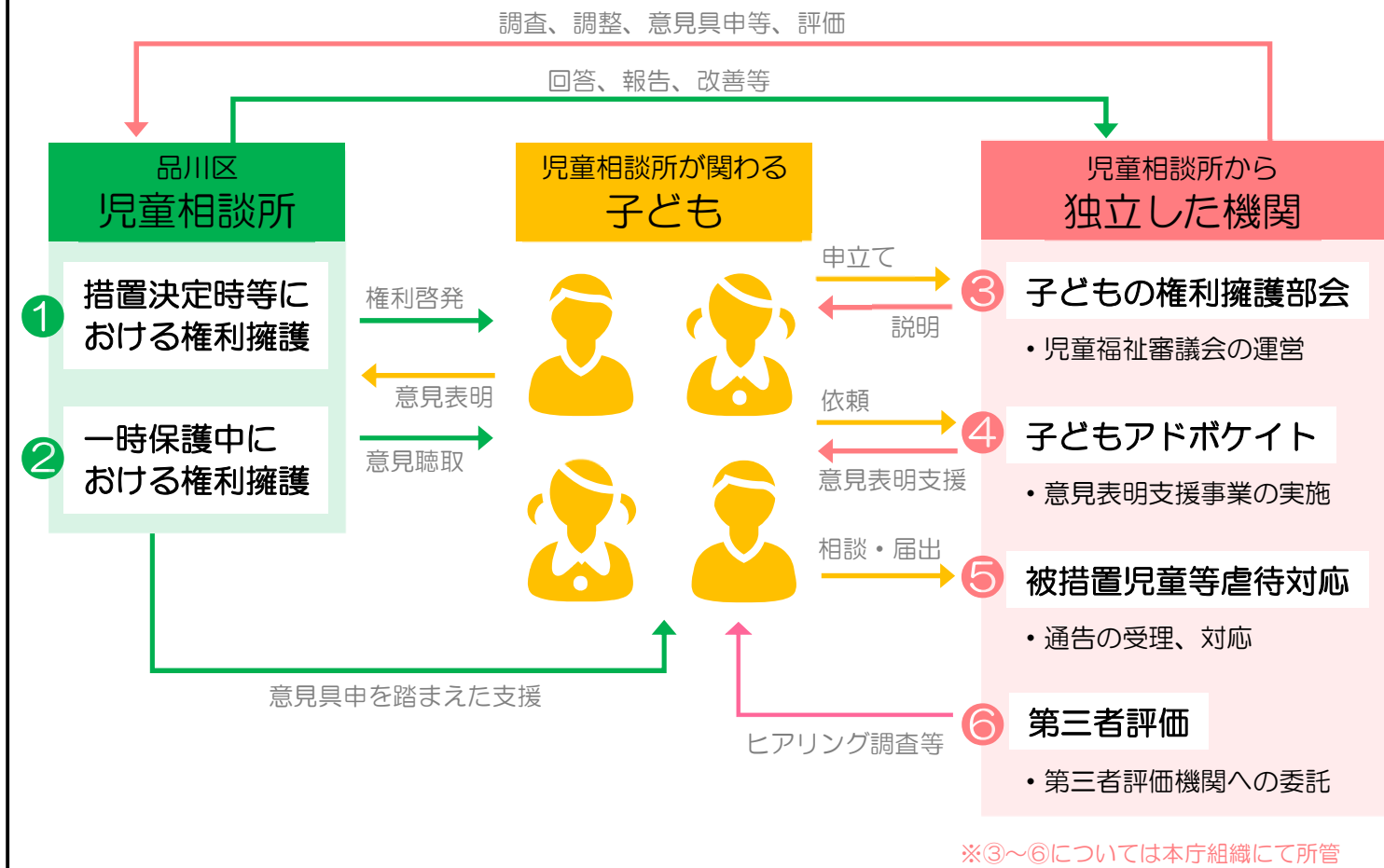
専門的な知識を有する外部評価機関による第三者評価を通じて、「一時保護された子どもの権利擁護」と「施設運営の質の向上」を図る。さらに、適切な時期に児童相談所の第三者評価を実施する。

* 上記の取組は、児相先行開設区で実施および検討されている。

（3）実施体制案

本庁に児童相談所の運営支援を行う組織を設置し、児童相談所との役割分担を整理・検討のうえ、実施する。

3. 区児相における権利擁護のイメージ



4. 検討スケジュール

	令和5年度												令和6年度												令和7年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~3		
★開設に向けたスケジュール	都区計画確認作業			東京都からのケース引継ぎ												★令和6年10月 品川区児童相談所開設											
	国への政令指定協議、要請、閣議決定												●設置条例等提案（4定）			広報等による区民周知											
①措置決定等における権利擁護	法改正の動向調査、マニュアルの整備												業務手順の確認、本庁組織との調整			★取組み開始（子どもへの聞き取り、里親・施設等への定期的な訪問）											
②一時保護中における権利擁護	運用方法の検討・必要物品等の準備															★取組み開始（意見箱、子どもの権利ノート、子ども会議、通学支援）											
③子どもの権利擁護部会	●予算要求												条例等規定整備、部会運営検討 委員委嘱手続き			★取組み開始（子どもからの申立受付、調査・審議・意見具申）											
④子どもアドボケイト	情報収集、運用方法の検討												●予算要求			プロポーザル仕様書検討・実施 事業者との調整、運用準備			★取組み開始（児童相談所・一時保護所等への訪問、子どもの意見代弁）								
⑤被措置児童等虐待対応	●予算要求 ※調査員委嘱の場合												対応手順の整理、マニュアル作成 調査員の委嘱手続き			★取組み開始（届出・通告受付、状況の把握、事実確認、調査・対応）											
⑥第三者評価	情報収集、評価項目等の検討、仕様書の作成												●予算要求			委託契約準備、契約締結			★評価実施（R7年度中）								

夜間休日の対応について（修正版）

1. 基本的な考え方

- 夜間休日の電話による児童虐待通告や警察による身柄付き通告に迅速に対応できる態勢を整備する。

2. 夜間休日の定義

- 夜間①：17時15分から20時00分まで
- 夜間②：20時00分から翌朝の8時30分まで
- 休日：土曜日、日曜日、年末年始、祝日等の閉庁日における8時30分から17時15分まで

3. 夜間休日の対応（案）

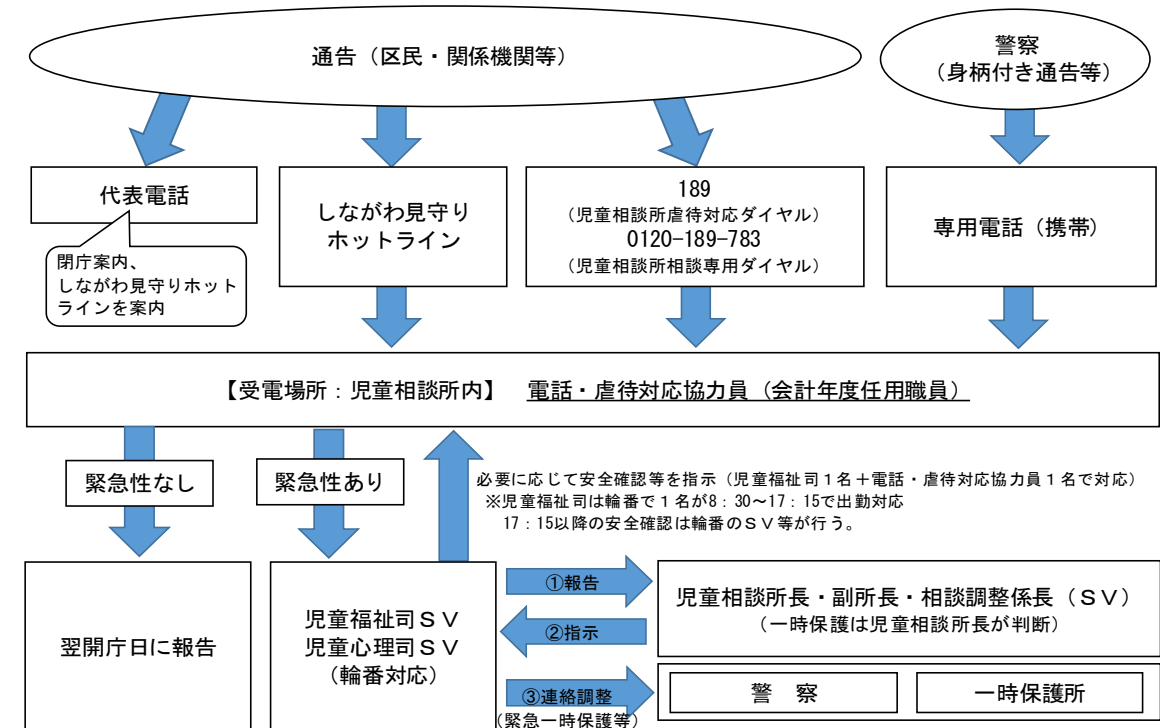
- 夜間休日の相談・通告受付については、児童相談所内で勤務する電話・虐待対応協力員（会計年度任用職員）が受電する時間帯と、コールセンター方式で委託業者が受電する時間帯を組み合わせる体制とする。

時間帯	夜間①／休日	夜間②
対応者	電話・虐待対応協力員 (会計年度任用職員)	委託業者
受電場所	児童相談所内	委託業者のコールセンター

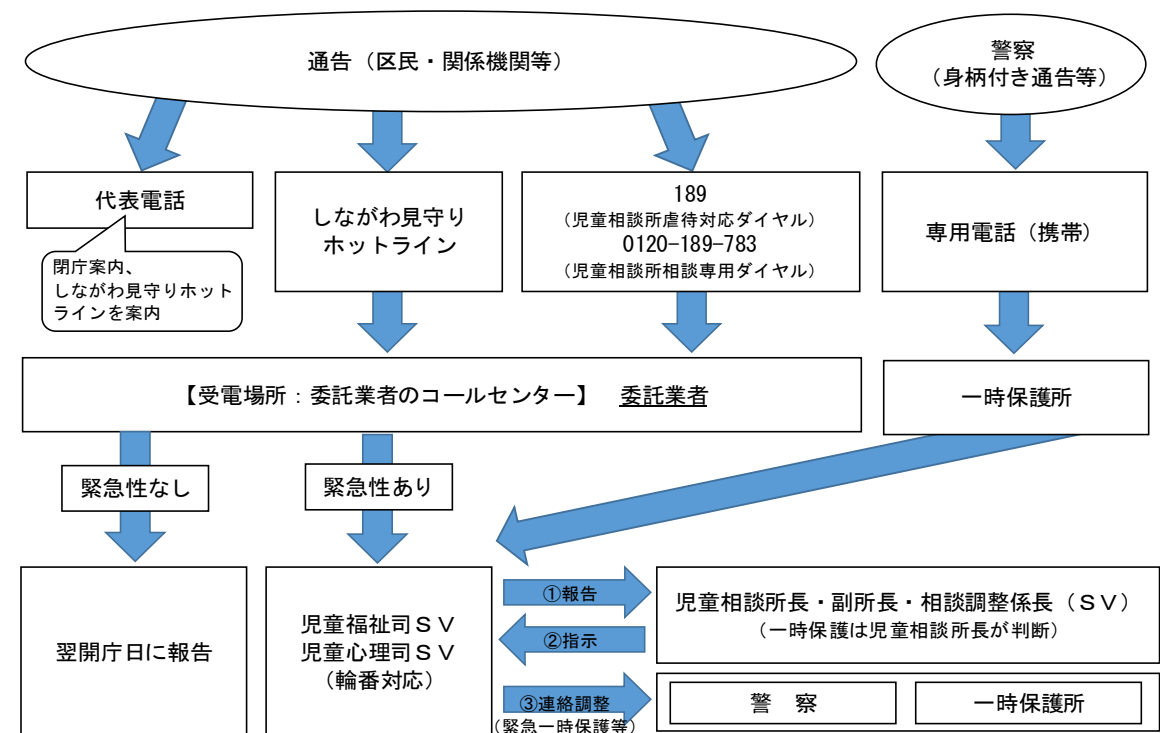
- 電話・虐待対応協力員または委託業者は、通告内容を聞き取り、緊急対応が必要と判断した場合は、輪番で定めるスーパーバイザー（以下SV）に連絡する。
- 連絡を受けたSVは、児童相談所長や副所長とその後の対応を協議する。
- 一時保護は児童相談所長が判断し、SVが一時保護所・警察等との調整を行う。
- 一時保護の児童の受け入れは一時保護所で対応する。
- 休日については、輪番で児童福祉司が出勤し、電話・虐待対応協力員と複数体制で現地調査・安全確認を行う。

4. 対応イメージ

<夜間①・休日>



<夜間②>



夜間休日の対応について（修正前）

1. 夜間休日の定義

- 午後5時15分から翌朝の午前8時30分までを「夜間」とする。
- 土曜日、日曜日、年末年始、祝日などの閉庁日における午前8時30分から午後5時15分までを「休日」とする。

2. 夜間休日の対応（案）

■ 電話通告への対応

- ① 「虐待対応専門員（会計年度任用職員）」を児童相談所内に配置し受け付ける。
- ② 「虐待対応専門員」は通告内容聞き取り、緊急対応が必要だと判断した場合には、輪番職員（児童福祉司SV・児童心理司SV。以下同じ。）へ連絡する。
- ③ 輪番職員は、児童相談所長や副所長等と協議し、その後の対応を決定する。
- ④ 安全確認は、輪番で定める児童福祉司・虐待対応専門員・警察等により実施する。
- ⑤ 緊急一時保護が必要な場合は、輪番職員が一時保護所・警察との連絡調整を行う。

■ 警察による身柄付き通告への対応

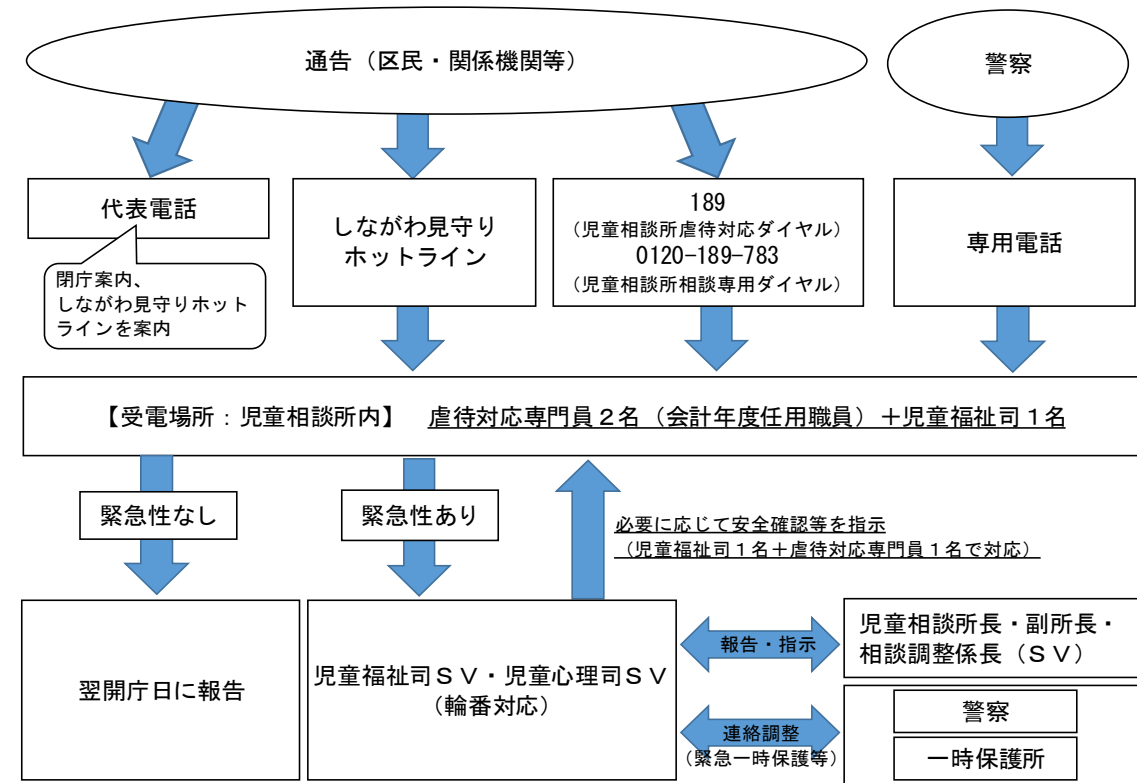
- ① 「虐待対応専門員」が警察からの連絡を受け、輪番職員へ連絡する。
- ② 輪番職員は、警察・児童相談所長・一時保護所職員と必要な連絡調整を行い、一時保護等の対応を行う。

3. 夜間休日対応の比較（会計年度任用職員と業者委託）

	会計年度任用職員	業者委託
受電場所	児童相談所内	委託業者のコールセンター ※他自治体の通告と一括で対応
輪番職員の負担	軽（一定程度の専門的な対応が可能）	重（輪番職員への連絡が増える傾向にある）
児相システムの閲覧	可（受電者はシステムで経過確認したうえで、輪番職員への連絡が可能）	不可（連絡を受けた輪番職員は一時保護所へ確認が必要→一時保護所の負担増）
子家センとの連携（土曜日）	取りやすい（会計年度任用職員が対応）	委託業者は対応不可
職員の確保・育成	スキルが向上することで、正規職員への負担がより軽減できる。一方で、特に夜間帯の職員確保に懸念がある。	委託業者が対応
警察からの身柄付き通告	会計年度任用職員から連絡を受けた輪番職員が調整	一時保護所が対応

4. 対応イメージ

<休日>



<夜間>

